

第11回北斗市農業委員会総会議事録

令和8年1月29日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年1月29日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 18名) (欠席 0名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について 報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（買受） 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 6 号 農地移動適正化あっせんの申出について 議案第 7 号 土地の現況証明調査委員の指名について 議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
委員提出議案 等の標題	

第 1 1 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 1 月 2 9 日 午後 1 時 3 0 分

日程第 1	会議録署名委員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	（報告第 1 号）
日程第 4	農地法第 3 条の規定による届出について	（報告第 2 号）
日程第 5	農地法第 3 条の規定による許可申請について（買受）	（報告第 3 号）
日程第 6	土地の現況証明書の交付について	（議案第 1 号）
日程第 7	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	（議案第 2 号）
日程第 8	農地法第 5 条の規定による許可申請について	（議案第 3 号）
日程第 9	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	（議案第 4 号）
日程第 1 0	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	（議案第 5 号）
日程第 1 1	農地移動適正化あっせんの申出について	（議案第 6 号）
日程第 1 2	土地の現況証明調査委員の指名について	（議案第 7 号）
日程第 1 3	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	（議案第 8 号）

第 1 1 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 1 月 2 9 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	1 3 件
3	報告第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について （買受）	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	3 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 件
6	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
7	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	2 4 件
8	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	4 件
9	議案第 6 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2 件
1 0	議案第 7 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 1	議案第 8 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につ いて	会長	決定	—

第 1 1 回北斗市農業委員会総会

(午後 1 時 3 0 分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	皆様お集まりなので、ひと言ご挨拶を申し上げます。 1 月も末になりましたが、今年初の総会という事で、改めまして、あけましておめでとうございます。今年 1 年、また、よろしくお願いいたします。 今年に入ってから雪が結構降って、除雪作業で皆さんも大変ご苦労しているかと思いますが、機械の操作等に気を付けて安全に作業をしていただければと思います。 本日の総会は、報告 3 件、議案 8 件の合計 1 1 件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 本日は、1 8 名全員の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第 7 条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 2 番 高田 美穂 委員、議席番号 3 番 佐々木 敬子 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。

議 長	番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、一本木河川公園より南側の土地でございますが、地目変更をするため、このたび、現況証明願いが出されたものでございます。 願い出のあったこの土地は、昭和 6 0 年 8 月 2 3 日付渡農務第 3 0 7 7 号で農地法第 5 条の許可(農家住宅)として許可されており、現在も農家住宅敷地として使用されています。 これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 につきましては、向野浄水場より北東側の農地でございます。番号 2 につきましては、三好会館より北西側及び南西側の農地でございます。番号 3 につきましては、一本木河川公園より南側及

事務局長	び島川小学校より南東側の農地でございます。番号4につきましては、清川寺より北東側及び東側の農地でございます。番号5につきましては、清川自治会館より東側の農地でございます。番号6から番号9につきましては、レストラン菜花館より東側の農地でございます。番号10につきましては、長橋町内会館より北側の農地でございます。番号11から番号12につきましては、ふじの学園より西側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
議 長	次の番号13の案件につきましては、6番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号13を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号13につきましては、老人ホーム敬楽荘より北東側の農地及び南側の市街化農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
	(谷口 美由紀 委員：復席)
日程第 5 議 長	日程第 5 報告第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について (買受)」を議題といたします。
	番号 1 を上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございます、令和 7 年 1 1 月の第 9 回北斗市農業委員会総会において、買受適格証明書の申請がありご審議及び決定をいただいた案件でございます。この度、競売により申請人が落札をしたことにより、所有権を得ましたのでご報告するものでございます。
	これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。
	説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	これって、価格を教えてもらえるの。
事務局長	ご説明いたします。 反当たり 金 額 の落札価格でした。
	説明は、以上でございます。
議 長	よろしいでしょうか。
落合 修 委員	はい。

議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第 6	
議 長	日程第 6 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、岡村 栄士 委員より報告をお願いいたします。
岡村 栄士 委員	(岡村 栄士 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 につきましては、文月地蔵堂より東側の農地でございます。耕作不便のため、借主の都合により解約となっております。 この後の議案第 6 号『農地移動適正化あっせんの申出』にてご審議いただく予定でございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長 日程第 8 議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 日程第 8 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号 1 につきましては、新函館北斗駅より北西側の農地でございます、北海道新幹線延伸工事のため、レール等の資材をトンネル内へ搬入する際の資材置場として一時転用がされておりますが、この度、従前の株式会社五洋建設の一時転用期間の終了に伴い新たに工事を請け負う転用申請者が引き続き 3 年間の期間を設定し一時転用を行なうものです。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長 落合 修 委員	落合 修 委員 この場合の、賃貸借の金額は、どの位になるのか。
事務局長	ご説明いたします。 申請書類に契約金額の記載は無いため、委員会事務局では、把握しておりません。 説明は、以上でございます。
議 長	よろしいでしょうか。

落合 修 委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、萩野・株式会社駒井生コンより西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、七飯町との境界にあります村杜稲荷神社より西側及び北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、開発公民館公民館より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社・清水川変電所より東側及び西側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、東前・有限会社新和運輸より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 6 につきましては、農業振興センターより東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 7 につきましては、一本木会館より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 8 につきましては、追分・松岡満運輸株式会社・函館支店より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借

事務局長	を行なうものでございます。番号9につきましては、白川第一会館より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号10につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号11につきましては、白川第一会館より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号12につきましては、追分・上追分橋より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	議案4番と8番の案件ですが、現況が田となっているが、貸借の価格が畑地化したところ並の低い価格ではないだろうか。土地の形を見ても、いびつな所でも無いと思うが。
事務局長	ご説明いたします。 4番と8番の賃貸借の価格ですが、従前は賦課金の負担が貸主となっておりまして、現在は原則借主負担とになったため、従前の価格から賦課金を引いた価格となっております。しかしながら、この場所は従前から相場より低い価格で推移してきた経過もあります。 説明は、以上でございます。
落合 修 委員	その辺は、農業委員会から指導できないのか。
議 長	委員会としても、契約更新の際に説明をしているところです。 ただ、最終的には両者がこの価格でという話となるため、先月の総会でもご説明いたしました。近隣の状況を見つつ、近づけて行くようにしていく考えです。

落合 修 委員	お願いします。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 及び番号 2 につきましては、大野保育園より南側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 6 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 1 1 番 加藤 隆 委員、議席番号 1 7 番 畠山 恵子 委員を。 番号 2 につきましては、議席番号 1 番 佐々木 勝利 委員、議

議 長	席番号 2 番 高田 美穂 委員、議席番号 6 番 谷口 美由紀 委員を指名する事にご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 2 議 長	日程第 1 2 議案第 7 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 2 番 高田 美穂 委員、議席番号 1 2 番 山本 正人 委員、議席番号 1 4 番 高橋 陽一 委員の、以上 3 名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 8 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、令和元年 1 0 月に奈良県や大分県内の町において農業委員会に関する不祥事が連続して発生したことから、同年 1 2 月に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていただきたい旨の通知が北海道農業会議より出され、令和元年 1 月総会において法令遵守の申し合わせ決議案を提出し可決しております。 なお、その通知には、次年度以降も同様の取り組みを行っていただきたいと依頼されていることから、今回改めて決議案を提出する

事務局長	ものでございます。 委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	今の奈良県、大分県の不祥事の内容はどういう内容だったのか教えてください。
事務局長	ご説明いたします。 連続して発生した不祥事の一部ですが、農地転用の許認可について農業委員が便宜を図り賄賂を受領し逮捕されたもの。 開発が予定されている、農地の情報を農業委員会の総会等の説明で得て、対象の内農地を取得したインサイダー取引。 用水路の水利権が無いにもかかわらず、農業委員の自己のハウス等の施設に無断で用水を使用している事を摘発された等の事件があり、農業委員としての倫理や法令遵守という事がないがしろになり、立て続けに発生したものでございます。 これを機に改めて農業委員としての綱紀粛正を図るため、令和元年度から毎年度決議を行うこととしております。 説明は、以上でございます。
議 長	よろしいですか。
落合 修 委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第11回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。

(午後 2 時 3 5 分 閉会)

会 長 澤 田 亨

署名委員 高 田 美 穂

署名委員 佐々木 敬 子